

令和7年5月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

諮詢期限の延長について（通知）

下記の苦情の申出について、以前に通知期限の延長をお知らせしたところですが、
対応の準備等に時間を要しているため、期限までに情報公開・個人情報保護審査委
員会に諮詢を行うことができません。

なお、諮詢の予定時期につきましては、本日から1か月程度かかる見込みです。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

以下の裁判官の常填補先（配属部を含む。）が分かる文書（令和6年4月当時
のもの）

① 50期の右田晃一

② 51期の進藤光慶

③ 52期の三浦隆昭

2 苦情の申出がされた日

令和7年3月13日付け（同月14日受付）

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）